生駒市規則第11号

生駒市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市税条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市税条例施行規則(昭和52年4月生駒市規則第9号)の一部を次のよう に改正する。

第7条第1項及び第3項中「附則第27条」を「附則第26条」に改める。

別表一般的事項関係の部1の項中「法第353条第2項、法第450条第2項、法第470条第4項、法第525条第2項及び法第588条第2項」を「第353条第3項、第450条第2項、第470条第5項、第525条第3項及び第588条第3項」に改め、同部2の項中「法第366条、法第437条、法第485条の6、法第546条及び法第616条」を「法第336条、第437条、第485条の6、第546条及び第616条」に改め、同部17の項中「第15条の7第1項」を「第15条の7第2項」に改め、同部27の項中「(政令第6条の13第2項)」を「政令第6条の13第2項」に改め、同部29の項中「第20条の10第1項」を「第20条の10第1項」を「第20条の10第1項」を「第20条の10第1項」を「第20条の10第1項」を「第20条の10第1項」を「第20条の10第1項」に改め、同表固定資産税関係の部55の項及び56の項中「第353条第2項」を「第353条第3項」に改め、同部67の項中「第79条」を「附則第12条の2第1項」に改め、同表入湯税関係の部97の項中「第701条の12第4項」を「第701条の12第5項」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。